第１号様式(第５条関係)

　　年　　月　　日

一般社団法人練馬区産業振興公社

理事長　あて

練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載申込書【新規・継続】

練馬区産業振興公社ホームページの広告掲載を下記のとおり申し込みます。
申し込みにあたっては、練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載条件書を承諾しました。

１　申込者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（所在地） |  |
| 氏名（法人・団体名称） |  |
| 代表者氏名 |  |
| 担当者 | 氏名(フリガナ　) |  |
| 所属部署名 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

２　申込内容

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載申込期間（※１） | 　年　　月　　～　　　　年　　月 |
| リンク先のＵＲＬ | 　 |
| 添付資料（継続の場合は不要） | 掲載予定の広告見本 |

※１　掲載期間は、原則として1か月を単位とし、最長で12か月を超えない範囲とします。ただし、他に広告を希望するものがいない場合は、この限りではありません。

※２　添付するパンフレット等が無い場合などは、個別にご相談ください。

※３　他のウェブサイトに掲載した際の広告見本等をご提示ください。なお、デザインの変更を予定している場合や、新規で作成をされる場合などはあらかじめご相談ください。

練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載条件書

■定義

この条件書において甲とは、一般社団法人練馬区産業振興公社をいい、乙とは、練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載申込書(本書表面、以下｢申込書｣という。)に記載の申込者をいう。

■広告掲載基準

乙は、広告原稿およびリンク先サイトの内容がつぎの各号のいずれにも該当しないことを確認した上で、甲に広告掲載を申込むものとする。

⑴ 一般社団法人練馬区産業振興公社が行おうとしている計画および事業を阻害するおそれがあるもの

⑵ 練馬区産業振興公社ホームページの目的・公益性および品位を損なうおそれがあるもの

⑶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に掲げる営業に該当するもの

⑷ 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの

⑸ 公序良俗に反するもの

⑹ 差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの

⑺ 各種法令による広告規制に反するもの

⑻ 肖像権または著作権を侵害するおそれのあるもの

⑼ 当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの

⑽ その他、練馬区産業振興公社ホームページに掲載する広告としてふさわしくないと認められるもの

■広告掲載場所

乙の広告の掲載場所は、甲の管理するホームページのトップページとする。

(URL/ <https://www.nerima-idc.or.jp/>)

■広告掲載申込

乙は、甲に広告掲載を申込むにあたり、下表の広告規格で申込むものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲載位置 | 掲載枠数 | サイズ | 広告掲載料(月額)消費税別 |
| トップページ下段 | 3枠 | 幅200×高さ100ピクセル | 3,000円 |

■広告掲載決定

甲は、乙が提出する、広告掲載申込書およびリンク先サイトを審査し、広告掲載基準を満たす場合、乙に対し広告掲載決定通知書兼請求書を送付することにより広告掲載の決定とする。

■広告料金の支払い

乙は、甲の広告掲載の決定を受けた時は、掲載申込期間分の広告料金を一括して甲の指定する口座に振込で支払うものとし、振込手数料は、乙の負担とする。

■広告データ形式および提出

乙は、広告料金の支払いとともに、甲が指定した期日までに広告データを提出するものとする。

広告データの形式は、gif(アニメーション不可)またはjpgとする。

■広告の掲載

甲は、掲載申込期間の到来および乙の広告料金の支払い並びに広告データの提出をもって、広告の掲載を開始するものとする。

なお、乙の広告料金支払いおよび広告データ提出が、甲が別に指定した期日以降に行われたことによって広告掲載の開始が遅れた場合、当該期間の広告料金は発生するものとする。

■解約について

乙は、広告掲載を解約するときは、解約希望日の１週間前までに、書面にて甲へ申し出るものとする。